

伊賀市公共調達のあり方審議会設置条例

令和8年3月27日条例第2号

(設置)

第1条 公契約に係る業務に従事する事業者の健全な育成、地域経済の活性化及び労働者の適正な労働環境の確保を目的とした公共調達のあり方に関し、必要な事項を調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、伊賀市公共調達のあり方審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、公共調達のあり方に関する事項について調査し、及び審議し、その結果を市長に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、10名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 労働関係団体を代表する者
- (2) 事業者団体を代表する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 専門的知見を有する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長を定めない場合にあっては、会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 審議会は、審議事項について特に必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総務部契約監理課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。